

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 不動産登記法等の特例に関する措置を追加すること。

一 法務大臣は、次に掲げる登記所の業務（以下「特定業務」という。）を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができるとすること。

- 1 不動産登記法に基づく登記事項証明書等の交付に係る業務
- 2 不動産登記法に基づく地図等の写しの交付及び閲覧に係る業務
- 3 不動産登記法に基づく図面の写しの交付及び閲覧に係る業務
- 4 不動産登記法に基づく登記簿の附属書類（3の図面を除く。）の閲覧に係る業務（利害関係の有無の審査に係るものを除く。）
- 5 不動産登記法に基づく筆界特定書等の写しの交付及び閲覧に係る業務
- 6 不動産登記法に基づく筆界特定手続記録（5の筆界特定書等を除く。）の閲覧に係る業務（利害関係の有無の審査に係るものを除く。）
- 7 商業登記法に基づく登記事項証明書等の交付に係る業務

8 商業登記法（他の法令において準用する場合を含む。）に基づく登記簿の附属書類の閲覧に係る業務（利害関係の有無の審査に係るものを除く。）

9 商業登記法（他の法令において準用する場合を含む。）に基づく印鑑の証明書の交付に係る業務

10 非訟事件手続法において準用する不動産登記法に基づく登記事項証明書等の交付及び登記簿の附属書類の閲覧に係る業務（閲覧については、利害関係の有無の審査に係るものを除く。）

11 抵当証券法において読み替えて準用する不動産登記法に基づく抵当証券の控えの謄本又は抄本の交付並びに抵当証券の控え及びその附属書類の閲覧に係る業務（閲覧については、利害関係の有無の審査に係るものを除く。）

12 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律に基づく概要記録事項証明書の交付に係る業務

13 1 から12に掲げるもののほか、登記所において公開される帳簿、書類若しくは電磁的記録の閲覧又はこれらに記載され、若しくは記録された事項を記載した書面の交付に係る業務であつて法務省令で定めるもの

- 二 特定業務を実施する公共サービス実施民間事業者の要件に関すること。
- 三 特定業務従事者又は特定業務従事者であった者に対する特定業務の実施に関して知り得た情報の目的外利用の禁止に関すること。
- 四 特定業務従事者に対する登記官が管理する帳簿、書類及び電磁的記録その他の国が管理する設備及び物品であつて、特定業務の用に供するものについて、適正に使用、保管その他の取扱いをする義務に関すること。
- 五 公共サービス実施民間事業者に対する特定業務の実施状況についての報告義務に関すること。
- 六 法務大臣が、特定業務の停止を命ずることができる要件に関すること。
- 七 法務大臣が、特定業務の停止を命じたときの官民競争入札等監理委員会への通知、公表に関すること。
- 八 法務大臣が、契約を解除することができる要件に関すること。
- 九 その他、公共サービス実施民間事業者による特定業務の実施に関し必要な事項として省令で定める事項に関すること。

第二 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 経過措置

1 この法律の規定による改正後の競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する特定業務には、旧不動産登記法等に基づく登記簿の謄本等の交付等に係る業務を含むものとする。

2 この法律の施行の日が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日前である場合における同法の施行の日の前日までの間における所要の規定の整備を行うこと。